

令和7年度 新潟市民専用の法律・税務・民事・人権に関する無料相談

問題解決に向けたきっかけとしていただくため、新潟市民専用の無料相談窓口を開設しています。
(秘密は厳守されます)

※弁護士相談・税理士相談は閉庁日(祝日等)と重なる場合に振替日があります。詳しくは各会場へ直接お問い合わせください。

相談の種類	相談担当者 (利用受付人数)	主な相談対応内容 (相談方法)	相談日時 ※祝・休日、年末年始(12/29-1/3)を除く		相談会場 ご予約・お問合せ先				
弁護士 相談	新潟県弁護士会 所属 弁護士 (各日先着6組)	離婚・相続・契約など、 主にもめ事の法律的な相談 (面談限定、電話不可) 要予約 ※ 30分以内	第1~4月曜日 第1・3水曜日	午後1時15分~ 午後4時15分 (30分×6コマ)	広聴相談課市民相談室 (市役所本館1階) 電話:025-226-1025				
			第1・3金曜日	午前9時00分~ 午前12時00分 (30分×6コマ)					
			第1・3火曜日	午後1時15分~ 午後4時15分 (30分×6コマ)	北区役所区民生活課 電話:025-387-1295				
			第2・4火曜日			東区役所区民生活課 電話:025-250-2235			
			第1・3木曜日				江南区役所区民生活課 電話:025-382-4203		
			第2・4金曜日					秋葉区役所区民生活課 電話:0250-25-5674	
			第2・4水曜日						南区役所区民生活課 電話:025-372-6105
			第2・4木曜日						
第3水曜日	西蒲区役所区民生活課 電話:0256-72-8317								
司法書士 相談	新潟県司法書士会 所属 司法書士 (各日先着4組)	登記、成年後見制度、相続、 自己破産、少額訴訟、ほか (面談限定、電話不可) 要予約 ※ 30分以内	毎週火曜日	午後1時30分~ 午後3時30分 (30分×4コマ)	広聴相談課市民相談室 (市役所本館1階) 電話:025-226-1025				
行政書士 相談	新潟県行政書士会 所属 行政書士 (各日先着4組)	許認可申請、相続・権利義務 に関する相談 (面談限定、電話不可) 要予約 ※ 30分以内	毎週火曜日	午前10時00分~ 午前12時00分 (30分×4コマ)					
公証人 相談	新潟公証人合同役場 所属 公証人 (各日先着4組)	遺言書、任意後見契約、 離婚に係る公正証書、ほか (面談限定、電話不可) 要予約 ※ 30分以内	第2・4水曜日	午前10時00分~ 午前12時00分 (30分×4コマ)					
税理士 相談	関東信越税理士会 新潟支部所属 税理士 (各日先着6組)	所得税、贈与税、相続税ほか (面談限定、電話不可) 要予約 ※ 30分以内	第2・4水曜日	午後1時15分~ 午後4時15分 (30分×6コマ)					
相談員 による 相談	市民相談室所属 相談員	相続、離婚などの一般的な相談 (電話・面談、予約不要) ※ 30分以内	毎週月~金曜日	午前9時00分~ 午後4時00分					
市役所特設 人権相談所	新潟人権擁護委員 協議会所属 人権擁護委員	家庭内・親族間・近隣間のもめ事、 いじめ、差別、いやがらせほか (電話・面談、予約不要) ※ 30分以内	第2・4木曜日	午前10時00分~ 午前12時00分 午後1時00分~ 午後3時00分					

※ご利用にあたっては、裏面の注意事項をお読みください。

新潟市民専用の法律・税務・民事・人権に関する無料相談 ご利用上の注意事項

新潟市民の方に限ります。事業所の案件は対象外です。

法律相談（弁護士・司法書士・行政書士・公証人）・税務相談（税理士）

(1) 申込み方法

- ・ 予約が必要です。ご希望の会場へ電話で予約してください。
(予約受付時間：市役所・区役所の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで)
- ・ 予約の際は、住所・氏名・電話番号・相談内容の概略をお伺いします。匿名での予約はできません。
- ・ 予約の取消し、予約時間の変更は予約日の前日までにお知らせください。
- ・ 特定の弁護士等を指定した予約はできません。

(2) 相談の方法

- ・ 面談による相談です。電話による相談はできません。
- ・ 同一案件につき、ご利用は 1 回限りです。相談時間は、予約された開始時刻から 30 分以内です。
- ・ 限られた時間ですので、あらかじめ相談したい内容をまとめて来ていただくとスムーズです。
- ・ もめ事の相手方を同伴した相談はできません。

(3) その他

- ・ 相談開始時刻の 10 分前までにお越しください。
- ・ 書類作成、問い合わせ代行、仲介、仲裁、紹介、斡旋等を行うことができません。
- ・ 係争中及び訴訟の予定がある案件は相談できない場合があります。
- ・ 偽って予約された方や予約の取消しを繰り返される方、ご利用上の注意事項を守っていただけない方のご利用はお断りします。
- ・ 弁護士相談では、弁護士から研修生（司法修習生）の同席を依頼される場合があります。

民事相談・人権相談

(1) 申込み方法

- ・ 予約は不要です。匿名でお受けします。

(2) 相談の方法

- ・ 面談又は電話による相談ができます。
- ・ 相談時間は 30 分以内です。

(3) その他

- ・ ご相談の内容により、市役所・区役所の担当窓口や外部の専門機関等をご案内させていただきます。
- ・ 書類作成、問い合わせ代行、仲介、仲裁、紹介、斡旋等を行うことはできません。
- ・ 相談対応中ですぐに取り次ぎできないことがあります。電話の場合は、時間を置いておかけ直し願います。面談の場合は、相談中の方が終了するまでお待ち願います。